「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を改正

福岡県議会では、全国に先駆けた取組として、平成24年２月、飲酒運転で検挙された者に対し、アルコール依存症に関する受診義務を定め、義務違反には罰則も設けた「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例」を議員提案により制定しました。

さらに、平成27年２月には、同条例の一部を改正し、受診義務の強化等の見直しも行いました。

これらにより、飲酒運転の事故件数は着実に減少を続けていましたが、残念ながら最近では下げ止まりを見せるなど、いまだ飲酒運転の撲滅には程遠い状況にあると言わざるを得ません。

こうした状況を打開するため、福岡県議会議員提案政策条例検討会議（座長：香原勝司議員）において、飲酒運転撲滅に向けた取組をさらに強化し、「**飲酒運転は絶対しない、させない、許さない。そして見逃さない**」という県民の意識づくりをさらに進めるために取り組むべき方策等について鋭意検討が進められ、今年５月27日には改正案を取りまとめ、栗原渉議長への報告が行われました。

この改正案は、その後、議員提案として６月定例会開会日（６月５日）で可決・成立し、６月19日に公布されました。

■福岡県の飲酒運転事故発生件数

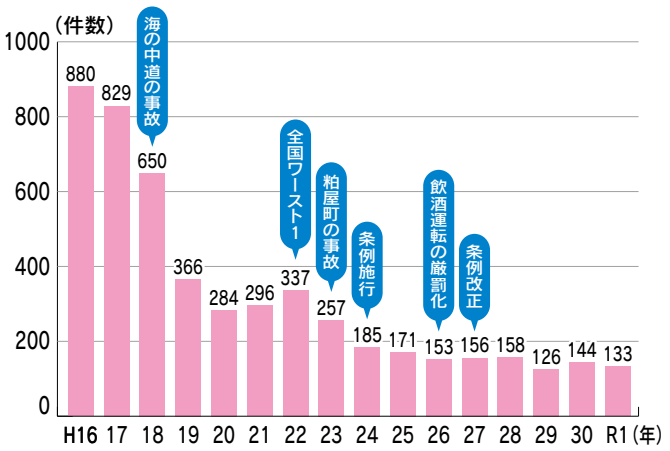

改正の主な内容

◎飲酒運転基準値未満でも依存症の受診を義務化等

道路交通法では、酒気帯び運転でもアルコール濃度が基準値未満の場合は検挙せず、警察官による警告に留めていますが、基準値未満であっても当然違法であり、事故も多数発生しています。また、再び飲酒運転をし、重大事故を起こす恐れもあります。

そこで、**飲酒習慣に問題がある人を減らして事故防止につなげるため、警告を受けた人に対する県からの再犯防止指導を新設**し、２回検挙された人に義務付けていた**アルコール依存症の受診**を、警告と検挙の合計２回、飲酒運転をした人にも義務付けました（拡大）。

◎私用での移動中の飲酒運転でも勤務先、学校等に通知

条例では、事業所、大学等に所属する社員、学生等が通勤・通学の途上で飲酒運転をした場合、**社員等に対する啓発、研修等の取組を強化していただくことを目的**として、その飲酒運転に関する事実を勤務先等に通知することにしていました。しかし、私用での移動中の飲酒運転が多い実態を踏まえ、今回、通知対象を拡大しました。

◎「飲酒運転を見逃さない」ための取組の強化

飲酒運転を見逃さないため、飲酒運転をし、又はしようとする者を目撃した**県民の通報を義務化し、ドライブレコーダー等の記録の提供を求める**ことにしました。また、タクシー事業者その他の特定の事業者には**通報訓練の実施又は参加**を努力義務としました。

※条例改正の概要及び全文は福岡県議会ホームページをご覧下さい。

●議場での提案理由説明

６月５日、条例改正案提案にあたり、座長の香原議員が議場において提案理由説明を行いました。

●栗原渉議長への条例改正案の報告

５月27日、議員提案政策条例検討会議は、条例改正案を栗原議長に報告しました。

福岡県議会ホームページ▶
http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp

携帯電話向けサイト▶
http://www.gikai.pref.fukuoka.lg.jp/m

【福岡県議会議員提案政策条例検討会議】

自民党県議団	香原　勝司（座長）
	中牟田伸二
	渡辺　勝将
民主県政県議団	渡辺　美穂
	佐々木　允
公明党	大塚　勝利
	西尾　耕治
緑友会	江口　善明
	堀　大助

令和二年六月 定例会の概要

6月定例会は、6月5日に招集され、6月24日まで20日間の会期で審議が行われました。

今定例会には、新型コロナウイルス感染症対策として「生活困窮者の支援」、「緊急短期雇用の創出」、「医療提供体制の強化」に取り組むため、また、平成29年7月九州北部豪雨により被災した日田彦山線沿線の地域振興を図るための令和2年度補正予算議案1件に加え、「福岡県日田彦山線沿線地域振興基金条例の制定について」など条例議案5件、工事請負契約の締結に関する議案5件、人事に関する議案2件、その他の議案1件、計14件の議案が知事より提出されました。

さらに、国の令和2年度補正予算（第2号）を最大限活用し、本県における「医療提供体制の強化と感染防止対策の徹底」、「事業継続の支援」、「『新しい生活様式』を踏まえた地域経済の活性化」に取り組むための令和2年度補正予算議案1件が追加提出されました。また、議員提出議案として、「福岡県飲酒運転撲滅運動の推進に関する条例の一部を改正する条例の制定について」1件を提出しました。

審議に当たっては、新型コロナウイルス感染症対策、日田彦山線の復旧問題、教育問題、警察問題など県政全般にわたり活発な論議が交わされました。

審議の結果、議員提出議案を含む提出された議案16件については、いずれも原案のとおり可決または同意されました。

定例会閉会日、議場において一連の採決が終了した後、議長辞職の件及び副議長辞職の件が日程に追加され、栗原渉議長及び原中誠志副議長の辞職が許可されました。引き続き正副議長の選挙が行われ、新しい議長には吉松源昭議員（自民党県議団）、副議長には江藤秀之議員（自民党県議団）が選出されました。（8面に新しい正副議長の紹介を掲載しています。）